

(証券コード 4761)

平成28年6月9日

株 主 各 位

神戸市中央区播磨町21番1

株式会社さくらケーシーエス

取締役社長 藤 原 邦 晃

第48回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第48回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年6月28日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 神戸市中央区下山手通四丁目16番3号
兵庫県民会館 11階ホール
3. 目的事項
報告事項 1. 第48期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、
連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人及び監査役会の第48期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役4名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要があるが生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページ（<http://www.kcs.co.jp>）に掲載いたしますのでご了承ください。

(添付書類)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、中国や新興国経済の景気減速の影響が見られたものの、企業収益の拡大とともに雇用の改善や所得・設備投資に持直しの動きが見られるなど、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。

当社及び連結子会社（以下、「当企業集団」という。）が属する情報サービス産業におきましても、金融・公共分野を中心に制度対応などの情報化投資が活発化したことから、市場全体の売上高は引き続き緩やかに成長いたしました。

このような事業環境の下で、当企業集団は2年目となりました中期経営計画「S. KCSチャレンジ50“飛躍”～Phase I 飛躍に向けた体質強化～」に取り組み、本計画で掲げる5項目の重点施策を推進してまいりました。

① グループ経営によるストックビジネス強化

子会社である株式会社KCSソリューションズ（以下、「KCSソリューションズ」という。）との連携強化により受注した大規模案件が売上に寄与したほか、三井住友フィナンシャルグループ各社と連携して推進している決済関連サービスが首都圏地区を中心に増加するなど、売上高は前期比で増加し、全売上高に占める割合も引き続き3割強となっております。

② 首都圏市場への取組強化

首都圏市場における取組強化のため、平成27年4月1日付で一般民需向け直販ビジネスを行う東西の事業部門を集約いたしました。これにより、関西地区で培った豊富なノウハウを移植し、自社ソリューションやアウトソーシングサービスを中心とした営業活動の結果、決済関連サービスなどの商談が活発化し、売上高も前期比で増加しております。

③ 商品開発への積極的な投資

当期においては、商談が増加している『債権管理ゲートウェイサービス』や自治体向け周辺業務パッケージ『S o s s i a n (ソシアン)』など当社が強みとしている既存の商品・サービスについて、市場ニーズに合わせた機能追加やレベルアップを積極的に実施しております。

また、商品開発と人材育成、技術習得を同時に実施する『F-LAB^(※1)』についても、2年間で約10名の社内技術者が参加し、8案件の開発を実施いたしました。また、開発したシステムは社内業務で活用するとともに、一部は商品化を行っております。

④ 体制・インフラの整備

体制面では、一般民需向け直販ビジネスを行う事業部門を統合したほか、新たに取り組むヘルスケアビジネス担当部門の新設、ベンダービジネス対応部門の集約など、ビジネス環境の変化に応じた変更を行うとともに、本部組織についても部門統合による効率化を図りました。

インフラ面では、業務量拡大に応じたコンタクトセンター拡張とともに神戸地区における効率的な部門配置など保有資産の有効活用と円滑な業務遂行のための環境整備を進めたほか、社内システム整備による業務効率化や情報セキュリティレベルの強化によるリスク管理機能の向上を図るなど、事業基盤の一層の向上に取り組みました。

⑤ 人材育成とダイバーシティの推進

人材育成については、若手社員を中心に地域・事業部門を越えたローテーションを一層活発化するとともに、技術・業務ノウハウの習得を目的とした外部出向などの取組みを引き続き実施いたしました。また、継続実施している「ワーク・ライフ・バランス推進運動」についても、休暇取得状況を中心に改善が進んでおります。こうした取組みにより、社員を対象に定期的に実施している職場アンケートにおいて、職場の雰囲気や社員の活力・満足度などの向上がみられ、活性化につながっております。

また、ダイバーシティ推進の面では、従業員一人ひとりが個性・能力を最大限に発揮できる環境を整備し、組織力の一層の強化を図ることを目的として、「ダイバーシティ推進室」を新設しております。なお、平成28年4月に「女性活躍推進法」に基づく「行動計画」を策定しており、女性が働きやすい職場環境の整備や女性のキャリア形成の支援強化に一層注力してまいります。

※1 「F-LAB」とは、「ファシリテーションラボ」の略称で、社内の技術者を各事業部門から一時的に選抜し、戦略的商品や緊急性の高い社内システムを短期的かつ集中的に開発する仕組みのことであります。

当連結会計年度の業績につきましては、売上高が、金融関連部門でシステム構築及びシステム運用管理が増加したことに加え、公共関連部門でシステム構築及びシステム機器販売が増加したことなどを主因として、前期比1,054百万円（4.7％）増の23,546百万円と、5期連続の増収となりました。

損益面につきましても、増収効果や要員の高稼働状態が続いたことによる増収要因が、前期に続いて発生した大規模不採算案件の影響や社内システム関連費用増加などの減収要因を上回ったことから、売上総利益は4,510百万円と前期比151百万円（3.5％）の増収となりました。加えて、株式市場好転に伴う退職給付関連費用減少や早期退職制度応募者減少などに伴う人件費の減少、さらに全社的に取り組んだ業務プロセスの見直しなど効率化による経費削減効果などにより、販売費及び一般管理費が前期比87百万円減少したことから、営業利益は389百万円と前期比239百万円（159.4％）の増収、経常利益も462百万円と前期比218百万円（89.3％）の増収、親会社株主に帰属する当期純利益も267百万円と前期比130百万円（95.2％）の増収となりました。

連結のセグメント別売上高は、次のとおりです。

① 金融関連部門

三井住友フィナンシャルグループ向け取引において、システム構築が順調に増加したことに加え、事務書類の電子化といったBPO^(※2)案件の受注に伴うシステム運用管理の増加もあり、売上高は8,713百万円と前期比850百万円（10.8％）の増収となりました。

② 公共関連部門

基幹システム更改案件やマイナンバー制度開始に伴うシステム改修案件など自治体向けのシステム構築及びシステム機器販売が増加したことから、売上高は5,423百万円と前期比546百万円（11.2％）の増収となりました。

③ 産業関連部門

大手ベンダー向け取引が堅調に推移したことからシステム構築が前期比微増となりましたが、システム機器販売が前期の大規模案件獲得の反動により大きく減少したことなどを主因として、売上高は9,408百万円と前期比342百万円（3.5％）の減収となりました。

※2 「BPO」とは、ビジネス・プロセス・アウトソーシングの略で、単なる情報システムのアウトソーシングではなく、お客さまの業務についてその企画・運営から人材の確保まで、一括して請け負うサービスのことであります。

(企業集団のセグメント別売上高の推移)

(単位：百万円)

セグメント \ 期 別	第 45 期 (平成25年 3 月期)	第 46 期 (平成26年 3 月期)	第 47 期 (平成27年 3 月期)	第 48 期 (当連結会計年度) (平成28年 3 月期)
金 融 関 連 部 門	5,992	6,425	7,863	8,713
公 共 関 連 部 門	4,972	5,035	4,877	5,423
産 業 関 連 部 門	9,976	10,192	9,751	9,408
合 計	20,941	21,653	22,492	23,546

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は623百万円^(※3)であります。その内訳は、有形固定資産の取得が438百万円、ソフトウェアの取得が184百万円であります。

所要資金は、主に自己資金を充当しておりますが、リースも利用しております。

なお、このほかリースにより社内開発用機器及びオフィス機器を29百万円で導入いたしました。

※3 設備投資の総額にはリース資産355百万円が含まれております。

(3) 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、中国や新興国等における景気下振れリスクのほか金融資本市場の大幅な変動の影響など先行き不透明感が増しております。

また、情報サービス産業におきましても、マイナス金利影響に伴う金融機関のシステム投資抑制や公共分野での制度改正対応に伴う情報化投資の一巡など、事業環境が厳しくなることが予想されます。

当企業集団が対処すべき当面の課題としては、現中期経営計画で注力している5項目の重点施策を通じて、こうした事業環境の変化に左右されず安定的な収益を確保できる筋肉質な企業体質への転換と定着を示現することであります。そのために、「生産性の向上」と「収益力の改善」に向けた取組みを一層強化することとし、「制作原価の低減」や「販売・管理コストの低減」といった直接的な施策を推進するとともに、引き続き次の3項目に取り組んでまいります。

① 既存事業の活性化と新しい事業領域への参入

当企業集団では、持続的成長の維持を目的として、既存事業の活性化・運営効率化と新たな事業領域への参入を進めており、ヘルスケアビジネスや収納を切り口とした文教ビジネスなどを注力事業として選定し、推進しております。

平成29年3月期につきましては、自社ソリューションの強化・拡充のため、商品開発の活発化や『F-LAB』の積極的活用など技術・ノウハウの習得に一層注力してまいります。

また、重点施策として推進する首都圏市場やストックビジネスへの取組み及びこれら注力事業の貢献度を高めるべく引き続き推進するとともに、策定を予定している平成29年4月からの次期中期経営計画において、新たに参入する事業領域の検討を進め、組織体制の見直しを含めた必要な対応もとってまいります。

② ストックビジネスのさらなる拡大による収益基盤の安定化

ストックビジネスにつきましては、三井住友フィナンシャルグループ各社やKCSソリューションズとの連携をさらに強化し、当企業集団が強みとしている決済関連サービスや各種BPOサービスの強化・拡充に取り組んでまいります。

そのため、KCSソリューションズをBPOビジネスの中核と位置づけるとともに、これまでに取り組んだ決済関連サービス・BPOサービス案件の定型化により、対象業種や販売チャネルの拡大を図ることで、ストックビジネスの拡大を目指してまいります。

③ 不採算案件の発生抑制

前期（平成27年3月期）にシステム構築業務における不採算案件が増加したことを受け、従来から実施していた「見積検討会」や「システム案件協議会」といった組織的対応に加え、新たに「本部の所管部門による第三者検証」「不採算案件の予兆段階での早期発見」「予兆を発見した案件の個別管理及び全社的対応による早期収束」など、社内管理体制の整備・強化を実施してまいりました。

当期の不採算案件に関する損失計上額は前期とほぼ同水準となったものの、新たに発生した不採算案件は件数・金額とも着実に減少しており、こうした取組みが一定の効果をあげていると判断しております。引き続き、不採算案件発生 of さらなる抑制に向けた対応強化と品質向上に向けた取組みを推進してまいります。

このような諸施策を着実に実行することで、ステークホルダーの皆さまからの信頼を高め、ご期待にお応えすると同時に、企業価値の増大を図ってまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分 \ 期 別	第 45 期 (平成25年 3 月期)	第 46 期 (平成26年 3 月期)	第 47 期 (平成27年 3 月期)	第 48 期 (当連結会計年度) (平成28年 3 月期)
売 上 高	20,941	21,653	22,492	23,546
経 常 利 益	569	573	244	462
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	258	345	136	267
1株当たり当期純利益	23円04銭	30円87銭	12円22銭	23円86銭
純 資 産	14,132	14,519	15,257	14,849
総 資 産	18,855	19,829	21,426	20,075

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数(自己株式数控除後)に基づいて算出しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は株式会社三井住友フィナンシャルグループ及び株式会社三井住友銀行であります。

株式会社三井住友フィナンシャルグループは、当社の株式5,623,900株(議決権比率50.21%)を株式会社三井住友銀行他3社を通じて間接所有しております。

② 重要な子会社の状況

当社の連結子会社は、株式会社KCSソリューションズの1社であります。

会 社 名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社KCSソリューションズ	10百万円	100%	労働者派遣 データ処理

(6) 主要な事業内容

① 当社

当社は、情報サービス（システム構築・システム運用管理・その他の情報サービス）、システム機器販売及びこれらに付随する事業を行う総合情報サービス企業であります。

② 子会社

株式会社KCSソリューションズは、労働者派遣、データ処理業務等を行う情報サービス企業であります。

(7) 主要な事業所

① 当社

本 社	神戸市中央区
東 京 本 社	東京都中央区
大 阪 支 社	大阪市中央区
姫 路 支 社	兵庫県姫路市

② 子会社

株式会社KCSソリューションズ

本 社	神戸市中央区
大 阪 支 社	大阪市淀川区
東 京 支 社	東京都中央区

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前期末比較増減
1,119 名	1 (増) 名

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数を記載しております。
2. 取締役を兼務しない執行役員17名は従業員数に含めておりません。また、パートタイマー等の臨時従業員を就業人員数から除外して算定しております。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前期末比較増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
994 名	12 (減) 名	41.9 歳	18.2 年

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数を記載しております。
2. 取締役を兼務しない執行役員17名は従業員数に含めておりません。また、パートタイマー等の臨時従業員を就業人員数から除外して算定しております。

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 40,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 11,200,000株 |
| (3) 株 主 数 | 913名 |
| (4) 大 株 主 | |

株 主 名	持 株 数	持株比率
	株	%
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,193,900	28.51
三井住友ファイナンス&リース株式会社	1,980,000	17.67
富 士 通 株 式 会 社	1,550,000	13.83
さくらケーシーエス従業員持株会	1,351,190	12.06
株 式 会 社 み な と 銀 行	310,000	2.76
S M B C コンサルティング株式会社	140,000	1.25
グ ロ ー リ ー 株 式 会 社	100,000	0.89
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	80,000	0.71
兵 庫 ト ヨ タ 自 動 車 株 式 会 社	80,000	0.71
神 栄 株 式 会 社	73,000	0.65

(注) 持株比率については、自己株式数(553株)を控除して算出しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役 社 長 (代表取締役) 兼 社長執行役員	藤 原 邦 晃	
取 締 役 (代表取締役) 兼 副社長執行役員	神 原 忠 明	
取 締 役 (代表取締役) 兼 専務執行役員	竹 入 文 彦	マネージメントサポートセクター担当
取 締 役 兼 常務執行役員	横 崎 富美生	ビジネスサポートセクター担当 兼 事業推進部長
取 締 役 兼 常務執行役員	石 岡 久 和	金融ソリューション事業部長
取 締 役	瀧 川 博 司	兵庫トヨタ自動車株式会社代表取締役会長 神姫バス株式会社取締役
取 締 役 (社外役員)	乗 鞍 良 彦	乗鞍法律事務所所長 極東開発工業株式会社社外監査役
常 勤 監 査 役	松 田 博 治	
常 勤 監 査 役	畑 中 達之助	
監 査 役 (社外役員)	新 尚 一	神栄株式会社相談役
監 査 役 (社外役員)	藤 原 正 治	兵庫県立芸術文化センター相談役

- (注) 1. 取締役 乗鞍良彦氏は社外取締役であります。また、監査役 新 尚一及び藤原正治の両氏は社外監査役であります。なお、当社は3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 当事業年度中に新たに選任され、就任した監査役は次のとおりであります。
- | | | |
|-----|------|--------------|
| 監査役 | 松田博治 | 平成27年6月26日就任 |
| 監査役 | 藤原正治 | 平成27年6月26日就任 |
3. 当事業年度中に退任した監査役は次のとおりであります。
- | | | |
|-----|------|-------------------|
| 監査役 | 近澤昭二 | 平成27年6月26日辞任により退任 |
| 監査役 | 日野博彦 | 平成27年6月26日辞任により退任 |
4. 平成28年4月1日付取締役の職務委嘱事項一部変更により、次のとおり就任いたしました。
- | | | |
|-----|--------|----------------|
| 取締役 | 横崎富美生 | ビジネスサポートセクター担当 |
| 兼 | 常務執行役員 | |

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役、社外取締役及び社外監査役全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

取締役	7名	106,720千円（うち社外取締役 1名 3,700千円）
監査役	6名	33,770千円（うち社外監査役 3名 7,380千円）

- (注) 1. 上記、監査役の支給人員には、当事業年度中に退任した監査役2名を含んでおります。
2. 上記、報酬等の総額には当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。
3. 上記金額のほか、平成27年6月26日開催の第47回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任監査役2名に対して7,420千円（うち社外監査役1名600千円）支給しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	兼職先	兼職の内容	当社との関係
取締役	乗鞍良彦	乗鞍法律事務所	所長	該当事項はありません
		極東開発工業株式会社	社外監査役	取引先
監査役	新 尚一	神栄株式会社	相談役	株主、取引先
監査役	藤原正治	兵庫県立芸術文化センター	相談役	該当事項はありません

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役	乗鞍良彦	当事業年度開催の取締役会13回全てに出席し、弁護士としての学識及び豊富な経験を基に、経営全般にわたり公正中立な発言を行っております。
監査役	新 尚一	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会15回のうち14回に出席し、企業経営者としての豊富な経験を基に、経営全般にわたり公正中立な発言を行っております。
監査役	藤原正治	就任後開催の取締役会10回全てに出席し、また、就任後開催の監査役会11回全てに出席し、地方行政の豊富な経験を基に、経営全般にわたり公正中立な発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	30,000千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する事由があった場合には、会計監査人の解任に関する決議を行います。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる等の場合には、会社法第344条に基づき会計監査人の解任又は不再任を目的とする議案を株主総会に提出することを検討いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）に関する基本方針を、取締役会において次のとおり決議しております。（なお、本方針は、会社法等関係法令の改正を踏まえ、平成27年4月28日開催の取締役会において決議したものであります。）

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

取締役の職務の執行に係る情報については、「情報セキュリティ規程」、「廃棄・削除取扱手順書」に則り、適切な保存及び管理を行う。

② 当社及び子会社（以下、「当社グループ」という。）の損失の危険の管理に関する規程その他の体制について

イ 当社グループにおける損失の危険の管理を適切に行うため、取締役会の決議によりリスク管理の基本的事項を「リスク管理規程」として定め、リスク管理担当部署が経営企画担当部署とともに各リスクについて網羅的、体系的な管理を行う。

ロ マネジメントサポートセクター担当役員、リスク管理担当部署及び経営企画担当部署は、上記イにおいて承認された当社グループのリスク管理の基本方針に基づいてリスク管理を行う。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

イ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、経営計画、年度総合予算を策定し、それに基づく部門運営及び実績管理を行う。

ロ 各取締役が適切に職務の執行を分担するとともに、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等を制定し、これらの規程に則った適切な権限委譲を行う。

ハ 監査役は、取締役が行う内部統制システムの整備状況を監視し検証する。

ニ 監査役は、内部統制システムの構築及び運用の状況についての報告を取締役にに対し定期的に求めることができるほか、必要があると認めたときは、取締役又は取締役会に対し内部統制システムについての改善を助言又は勧告する。

④ 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

イ 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、取締役会で「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、取締役及び使用人がこれを遵守する。

- ロ 当社グループのコンプライアンス体制を有効に機能させることを目的として、年度ごとに、規程の整備や研修等、「コンプライアンス・プログラム」を取締役会で策定し、体制整備を進める。
 - ハ 当社グループの会計処理の適正性及び財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制評価規程」等を制定し、財務報告に係る内部統制について必要な体制を整備・運用するとともに、その有効性を評価する。
 - ニ 当社、取締役及び使用人による法令等の違反を早期に発見・是正することを目的として内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。
 - ホ 反社会的勢力による被害を防止するため、当社グループの基本方針として、「反社会的勢力とは一切の関係を遮断する」、「不当要求はこれを拒絶し、裏取引や資金提供を行わず、必要に応じ法的対応を行う」、「反社会的勢力への対応は、外部専門機関と連携しつつ、組織全体として行う」等を定め、適切に管理する体制を整備する。
 - ヘ 上記の実施状況を検証するため、各部門から独立した内部監査担当部署が内部監査を行い、その結果を取締役会、経営会議等に対して報告する。
- ⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制について
- イ 当社グループの業務の適正を確保するため、経営上の基本方針及び基本的計画を策定する。
 - ロ 当社グループにおける一元的なコンプライアンス体制を維持するため、「グループ会社規則」及び「コンプライアンス・マニュアルグループ会社規則」を定め、これらの規則に則った適切な管理を行う。
 - ハ 当社グループ会社間の取引等の公正性及び適切性を確保するため、「法務リスク管理要領」に則り、取引の公正性・適切性を十分に検証した上で行う。
 - ニ 子会社における取締役の職務執行状況を把握し、取締役による職務執行が効率的に行われること等を確保するため、子会社管理の基本的事項を「グループ会社規則」等として定め、これらの規則に則った子会社の管理及び運営を行う。
 - ホ 必要に応じて、株式会社三井住友フィナンシャルグループ及び株式会社三井住友銀行と連携して体制整備を行う。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項について
- イ 監査役から監査業務遂行補助のため使用人の設置等につき求めがあった場合には、その求めに応じ、適切な体制を構築する。

- ロ 上記イの使用人を置く場合には、当該使用人の取締役からの独立性を確保するために、その人事評価・異動については、監査役の同意を必要とすることとする。
- ハ 上記イの使用人を置く場合には、当該使用人は、専ら監査役の指示に基づき監査役の職務の執行を補助するものとする。
- ⑦ **当社グループの取締役及び使用人が監査役会又は監査役に報告をするための体制及び報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制等に係る事項について**
 - イ 当社グループの取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実や、不正の行為又は法令・定款に違反する重大な事実を発見したときには、当該事実を監査役に対し報告する。
 - ロ 当社グループの取締役及び使用人は、その業務執行について監査役から説明を求められたときには、速やかに当該事項を報告する。
 - ハ 当社グループの取締役及び使用人は、法令等の違反行為等を発見したときには、上記の監査役のほか、内部通報窓口に報告することができる。コンプライアンス担当部署は、監査役に対し、内部通報の受付・処理状況を定期的に報告するとともに、経営に与える影響を考慮の上、必要と認められるとき、又は、監査役から報告を求められたときも速やかに報告する。
 - ニ 当社グループの取締役及び使用人が内部通報窓口及び監査役に報告したことを理由として不利な取扱いを受けることがないことを確保するため、「内部通報規則」に不利な取扱いの禁止を定める。
- ⑧ **監査役の職務の執行について生ずる費用の負担に係る事項について**

当社は毎期、監査役の要請に基づき、監査役が職務を執行するために必要な費用の予算措置を講じる。また、当初予算を上回る費用の発生が見込まれるため、監査役が追加の予算措置を求めた場合は、当該請求が職務の執行に必要なことが明らかな場合を除き、追加の予算措置を講じる。
- ⑨ **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について**
 - イ 内部監査担当部署は、監査役と緊密な連携を保ち、監査役が自らの監査について協力を求めるときには、監査役が実効的な監査を行うことができるよう努める。
 - ロ 代表取締役は、監査役との間で定期的な意見交換を行う機会を確保すること等により、監査役による監査機能の実効性向上に努める。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループでは、内部統制システムに関する基本方針に基づき、内部統制システムの構築とその適切な運用に努めております。なお、当事業年度における運用状況の概要は次のとおりであります。

取締役会は、活発な意見交換を通じて、会社の重要な業務執行を決定するとともに、その執行状況を監督し、実効性確保に努めております。また、当社は執行役員制度を採用するとともに、常務執行役員以上で構成する経営会議において迅速な意思決定を行う等、効率的な業務執行体制を構築しております。

リスク管理体制については、「平成27年度リスク管理の基本方針」に基づき、当社グループのリスク管理を行う「リスク管理委員会」及び同委員会が統括する各種委員会において、事業リスク軽減のために、コンプライアンス、情報セキュリティ、品質管理等の強化を図っております。

なお、コンプライアンスの取り組みについては、「コンプライアンス委員会」が策定した「平成27年度コンプライアンス・プログラム」に基づき、コンプライアンスの徹底、内部通報制度の浸透、反社会的勢力との関係排除の徹底等を実施しております。

子会社の管理については、「グループ会社規則」に基づき、業務執行に関する申請・協議・報告を求めることや、内部監査担当部署が定期的に内部統制システムの構築と運用状況を検証する等により、子会社の業務の適正化に努めております。

監査役は、取締役会・経営会議等の重要会議に出席するとともに、取締役・使用人に対するヒアリングを通じて、取締役が行う内部統制の構築・運用状況について確認を行うとともに、健全な経営体制の整備と効率的な運用に資するための助言を行っております。さらに、監査役は、代表取締役・会計監査人・財務統制担当部署・内部監査担当部署等と情報交換・意見交換を行う等連携を密にして、監査品質の確保と実効性の向上を図っております。

(注) 本事業報告中の記載数字は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

ただし、持株比率及び議決権比率を除く比率は小数第2位を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	14,087	流 動 負 債	3,878
現 金 及 び 預 金	4,718	買 掛 金	1,657
受取手形及び売掛金	6,215	リ ー ス 債 務	380
有 価 証 券	2,000	未 払 法 人 税 等	147
商 品	133	賞 与 引 当 金	769
仕 掛 品	267	受 注 損 失 引 当 金	25
貯 蔵 品	10	そ の 他	897
繰 延 税 金 資 産	338	固 定 負 債	1,347
そ の 他	403	リ ー ス 債 務	868
貸 倒 引 当 金	△0	繰 延 税 金 負 債	153
固 定 資 産	5,988	役員退職慰労引当金	137
有 形 固 定 資 産	3,349	退職給付に係る負債	127
建 物 及 び 構 築 物	855	そ の 他	60
工具、器具及び備品	53		
土 地	1,337	負 債 合 計	5,225
リ ー ス 資 産	1,102	(純 資 産 の 部)	
建 設 仮 勘 定	0	株 主 資 本	14,556
無 形 固 定 資 産	507	資 本 金	2,054
の れ ん	47	資 本 剰 余 金	2,228
リ ー ス 資 産	31	利 益 剰 余 金	10,272
そ の 他	427	自 己 株 式	△0
投資その他の資産	2,131	その他の包括利益累計額	293
投資有価証券	1,098	その他有価証券評価差額金	195
繰 延 税 金 資 産	44	退職給付に係る調整累計額	98
退職給付に係る資産	401		
そ の 他	621		
貸 倒 引 当 金	△34	純 資 産 合 計	14,849
資 産 合 計	20,075	負債及び純資産合計	20,075

連結損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		23,546
売上原価		19,036
売上総利益		4,510
販売費及び一般管理費		4,120
営業利益		389
営業外収益		
受取利息及び配当金	39	
その他の営業外収益	93	133
営業外費用		
支払利息	29	
その他の営業外費用	31	61
経常利益		462
税金等調整前当期純利益		462
法人税、住民税及び事業税	133	
法人税等調整額	61	194
当期純利益		267
親会社株主に帰属する当期純利益		267

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成27年4月1日残高	2,054	2,228	10,140	△0	14,423
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△134		△134
親会社株主に帰属する 当期純利益			267		267
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動 額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	132	△0	132
平成28年3月31日残高	2,054	2,228	10,272	△0	14,556

	その他の包括利益累計額			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
平成27年4月1日残高	426	407	834	15,257
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△134
親会社株主に帰属する 当期純利益				267
自 己 株 式 の 取 得				△0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動 額（純額）	△230	△309	△540	△540
連結会計年度中の変動額合計	△230	△309	△540	△407
平成28年3月31日残高	195	98	293	14,849

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項
すべての子会社を連結しております。
連結子会社の数
1 社
連結子会社の名称
株式会社K C S ソリューションズ
2. 持分法の適用に関する事項
該当事項はありません。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。
4. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券
その他有価証券
時価のあるもの
株式……………決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づく時価法
株式以外…決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出しております。)
時価のないもの
移動平均法による原価法
 - ② たな卸資産
評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。
商品……………個別法
仕掛品……………個別法
貯蔵品……………総平均法(月別)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法を採用しております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

ただし、

イ ソフトウェア(市場販売目的)

見込販売数量に基づく償却額と、残存見込販売有効期間に基づく均等償却額とのいずれか大きい金額を計上しております。

なお、当初における見込販売有効期間は3年としております。

ロ ソフトウェア(自社利用目的)

社内利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ 受注損失引当金

ソフトウェアの請負契約に基づく開発案件のうち、当連結会計年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額の100%相当額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

ソフトウェアの請負開発契約に係る収益及び原価の計上基準

イ 開発の進捗部分について成果の確実性が認められる場合

工事進行基準によっております。

ロ 上記の要件を満たさない場合

検収基準によっております。

ハ 決算日における工事進捗度の見積方法

工事進行基準における原価比例法

(5) のれんの償却方法及び償却期間

5年間の定額法により償却しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当連結会計年度の費用として処理しております。

5. 会計方針の変更

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項（4）、連結会計基準第44－5項（4）及び事業分離等会計基準第57－4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類及び1株当たり情報に与える影響額はありません。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 4,178百万円

2. たな卸資産及び受注損失引当金の表示
 損失の発生が見込まれるソフトウェアの請負開発契約に係るたな卸資産と受注損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。
 損失の発生が見込まれるソフトウェアの請負開発契約に係るたな卸資産のうち、受注損失引当金に対応する額は0百万円（うち、仕掛品0百万円）であります。

連結損益計算書に関する注記

売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額 25百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数
 普通株式 11,200,000株

2. 配当に関する事項
 (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	67	6.00	平成27年3月31日	平成27年6月29日
平成27年10月30日 取締役会	普通株式	67	6.00	平成27年9月30日	平成27年12月8日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総 額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	67	6.00	平成28年 3月31日	平成28年 6月30日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当企業集団は、資金運用につきましては、原則として元本保証型の金融商品を中心とした短期運用を行っております。資金調達につきましては、必要に応じて銀行借入による方針であります。現在借入はありません。また、必要に応じてリースを利用することとしております。

デリバティブ取引は、現在利用しておりませんが、借入金の金利ヘッジを目的とした金利スワップ取引に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権であります受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクを有しております。当該リスクに関しては、当企業集団の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券は、主に国内譲渡性預金であり、流動性の高い短期的なものであります。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクを有しております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財政状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。また、定期的に把握された時価が経営会議に報告されております。

営業債務である買掛金は、ほとんど3ヵ月以内の支払期日であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で13年後であります。

営業債務やリース債務は、流動性リスクを有しておりますが、当企業集団では、月次に資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	4,718	4,718	—
(2) 受取手形及び売掛金	6,215	6,215	—
(3) 有価証券 その他有価証券	2,000	2,000	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	887	887	—
(5) 買掛金	(1,657)	(1,657)	—
(6) リース債務	(1,248)	(1,244)	4
(7) デリバティブ取引	—	—	—

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金 (2) 受取手形及び売掛金 (3) 有価証券

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

株式の時価については、取引所の価格によっております。

(5) 買掛金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(7) デリバティブ取引

デリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

2 非上場株式（連結貸借対照表計上額211百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

- 賃貸等不動産の状況に関する事項
当企業集団では、兵庫県下の地域において、自社ビルの一部を賃貸しております。
- 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
431	321

- (注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
- 2 当期末の時価は、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価額等によっております。

1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 1,325円93銭
- 1株当たり当期純利益 23円86銭

その他の注記

- 連結計算書類の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正
「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の32.25%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.81%、平成30年4月1日以降のものについては30.58%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が16百万円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が23百万円、その他有価証券評価差額金が4百万円、退職給付に係る調整累計額が2百万円それぞれ増加しております。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	12,823	流 動 負 債	3,753
現金及び預金	3,675	買掛金	1,690
受取手形	14	リース債	378
売掛金	6,014	未払金	137
有価証券	2,000	未払費用	311
商品	133	未払法人税等	134
仕掛品	265	未払消費税等	102
貯蔵品	10	前受金	38
前払費用	242	預り金	37
繰延税金資産	324	前受収益	37
その他の当座貸倒引当金	143	賞与引当金	746
固定資産	△0	受注損失引当金	25
有形固定資産	5,917	設備関係未払金	111
建物	3,304	固定負債	1,182
構築物	826	リース債務	868
工具、器具及び備品	2	繰延税金負債	111
土地	35	退職給付引当金	9
リース資産	1,337	役員退職慰労引当金	125
建設仮勘定	1,102	長期預り金	69
無形固定資産	0	負債合計	4,936
ソフトウェア	447	(純資産の部)	
リース資産	398	株 主 資 本	13,609
電話加入権	30	資 本 金	2,054
電信電話専用施設利用権	18	資 本 剰 余 金	2,228
投資その他の資産	0	資 本 準 備 金	2,228
投資有価証券	2,165	利 益 剰 余 金	9,326
関係会社株式	1,098	利 益 準 備 金	128
破産更生債権等	235	その他の利益剰余金	9,197
長期前払費用	7	別 途 積 立 金	6,555
前払年金費用	44	繰越利益剰余金	2,642
敷金及び保証金	259	自 己 株 式	△0
会 員 権	486	評価・換算差額等	195
その他の当座貸倒引当金	58	その他有価証券評価差額金	195
	9		
	△34	純 資 産 合 計	13,804
資 産 合 計	18,741	負債及び純資産合計	18,741

損 益 計 算 書

(平成27年 4 月 1 日から)
(平成28年 3 月 31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		22,027
売 上 原 価		17,885
売 上 総 利 益		4,141
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,753
営 業 利 益		388
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	58	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	91	150
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	29	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	31	60
経 常 利 益		477
税 引 前 当 期 純 利 益		477
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	116	
法 人 税 等 調 整 額	65	182
当 期 純 利 益		295

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合計
					別途積立金	繰越利益 剰余金			
平成27年 4 月 1 日 残 高	2, 054	2, 228	2, 228	128	6, 555	2, 481	9, 165	△0	13, 448
事業年度中の変動額									
剰 余 金 の 配 当						△134	△134		△134
当 期 純 利 益						295	295		295
自 己 株 式 の 取 得								△0	△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)									
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	160	160	△0	160
平成28年 3 月 31 日 残 高	2, 054	2, 228	2, 228	128	6, 555	2, 642	9, 326	△0	13, 609

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成27年4月1日残高	426	426	13,874
事業年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当			△134
当 期 純 利 益			295
自 己 株 式 の 取 得			△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	△230	△230	△230
事業年度中の変動額合計	△230	△230	△70
平成28年3月31日残高	195	195	13,804

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

株式………決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づく時価法

株式以外…決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

商品………個別法

仕掛品………個別法

貯蔵品………総平均法(月別)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

ただし、

イ ソフトウェア(市場販売目的)

見込販売数量に基づく償却額と、残存見込販売有効期間に基づく均等償却額とのいずれか大きい金額を計上しております。

なお、当初における見込販売有効期間は3年としております。

ロ ソフトウェア(自社利用目的)

社内利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

(3) 受注損失引当金

ソフトウェアの請負契約に基づく開発案件のうち、当事業年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

なお、退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額の100%相当額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

ソフトウェアの請負開発契約に係る収益及び原価の計上基準

- イ 開発の進捗部分について成果の確実性が認められる場合
工事進行基準によっております。
- ロ 上記の要件を満たさない場合
検収基準によっております。
- ハ 決算日における工事進捗度の見積方法
工事進行基準における原価比例法

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

6. 会計方針の変更

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項（4）及び事業分離等会計基準第57－4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度において、計算書類及び1株当たり情報に与える影響額はありません。

貸借対照表に関する注記

- | | |
|--|----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 4,037百万円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 | |
| 短期金銭債権 | 4,143百万円 |
| 短期金銭債務 | 81百万円 |
| 長期金銭債務 | 51百万円 |
| 3. たな卸資産及び受注損失引当金の表示 | |
| 損失の発生が見込まれるソフトウェアの請負開発契約に係るたな卸資産と受注損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。 | |
| 損失の発生が見込まれるソフトウェアの請負開発契約に係るたな卸資産のうち、受注損失引当金に対応する額は0百万円（うち、仕掛品0百万円）であります。 | |

損益計算書に関する注記

- | | |
|--------------------------|----------|
| 1. 関係会社との取引高 | |
| 営業取引高 | |
| 売上高 | 2,593百万円 |
| 仕入高 | 633百万円 |
| その他の営業取引高 | 41百万円 |
| 営業取引高以外の取引高 | |
| 収益 | 56百万円 |
| 2. 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額 | 25百万円 |

株主資本等変動計算書に関する注記

- | | |
|------------------------|------|
| 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数 | |
| 普通株式 | 553株 |

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
減損損失	529百万円
賞与引当金	229百万円
賞与社会保険料	33百万円
役員退職慰労引当金	38百万円
その他	125百万円
繰延税金資産小計	957百万円
評価性引当額	△574百万円
繰延税金資産合計	382百万円
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	△89百万円
前払年金費用	△79百万円
その他	△0百万円
繰延税金負債合計	△169百万円
繰延税金資産の純額	213百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.25%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.81%、平成30年4月1日以降のものについては30.58%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が17百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が22百万円、その他有価証券評価差額金が4百万円それぞれ増加しております。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	1,232円62銭
2. 1株当たり当期純利益	26円34銭

その他の注記

計算書類の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年 5 月10日

株式会社さくらケーシーエス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 基 博 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 三 井 孝 晃 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社さくらケーシーエスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社さくらケーシーエス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成28年 5 月10日

株式会社さくらケーシーエス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 基 博 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 三 井 孝 晃 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社さくらケーシーエスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月10日

株式会社さくらケーシーエス 監査役会

常勤監査役 松 田 博 治 ㊞

常勤監査役 畑 中 達之助 ㊞

監 査 役 新 尚 一 ㊞
(社外監査役)

監 査 役 藤 原 正 治 ㊞
(社外監査役)

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

期末配当につきましては、当期における業績及び将来の事業展開などを考慮し、次のとおりとさせていただきたく存じます。

なお、中間配当金として1株につき6円をお支払いいたしておりますので、年間の配当金は1株につき12円となります。

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金6円 総額67,196,682円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年6月30日

第2号議案 取締役4名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役 神原忠明、石岡久和、瀧川博司、乗鞍良彦の4氏は任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたく存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	かん ばら ただ あき 神 原 忠 明 (昭和36年4月1日生)	昭和58年4月 株式会社太陽神戸銀行入行 平成20年4月 株式会社三井住友銀行船橋法人営業部長 平成23年4月 同 本店営業第四部長 平成24年4月 同 執行役員本店営業第四部長 平成25年4月 同 執行役員コーポレート・アドバイザリー本部副本部長 平成26年5月 当社顧問 平成26年6月 同 取締役（代表取締役）兼副社長執行役員（現任）	5,900株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	いし おか ひさ かず 石 岡 久 和 (昭和29年8月11日生)	昭和54年4月 株式会社太陽神戸銀行入行 平成18年2月 当社東京金融システム二部長 平成21年6月 同 執行役員金融システム二部長 平成24年4月 同 常務執行役員金融ソリューション事業部長 平成26年6月 同 取締役兼常務執行役員金融ソリューション事業部長（現任）	1,200株
3	たき かわ ひろ し 瀧 川 博 司 (昭和8年4月27日生)	昭和36年7月 兵庫トヨタ自動車株式会社入社 昭和44年3月 当社取締役 昭和46年9月 同 監査役 昭和52年6月 兵庫トヨタ自動車株式会社代表取締役社長 平成5年6月 トヨタ部品兵庫共販株式会社代表取締役会長（現任） 平成16年6月 当社取締役（現任） 平成18年6月 神姫バス株式会社取締役（現任） 平成19年6月 兵庫トヨタ自動車株式会社代表取締役会長（現任）	22,400株
4	のり くら よし ひこ 乗 鞍 良 彦 (昭和27年5月1日生)	昭和60年4月 弁護士登録 奥野法律事務所入所 平成3年1月 乗鞍法律事務所開設、同所長（現任） 平成25年4月 神戸市人事委員（現任） 日本司法支援センター兵庫地方事務所所長 平成26年6月 当社社外取締役（現任） 平成27年6月 極東開発工業株式会社社外監査役（現任）	800株

- (注) 1. 株式会社太陽神戸銀行は現株式会社三井住友銀行であります。
2. 取締役候補者神原忠明氏の過去5年間での当社の親会社である株式会社三井住友銀行における業務執行者としての地位及び担当については、略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況に記載のとおりであります。
3. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
4. 社外取締役候補者に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 瀧川博司、乗鞍良彦の両氏は社外取締役候補者であります。
- ① 瀧川博司氏の選任が承認された場合、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
- ② 当社は乗鞍良彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
- (2) 社外取締役候補者とした理由
- ① 瀧川博司氏は、長年にわたり兵庫トヨタ自動車株式会社の代表取締役を務められており、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を基に、社外の独立した立場からの視点で当社の経営を監督していただき、社外取締役として職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。
- ② 乗鞍良彦氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、長年にわたって弁護士として活動しておられ、その学識及び経験に基づき企業法務全般に関する高度な専門的知見を有しておられ、社外の独立した立場からの視点で当社の経営を監督していただき、社外取締役として職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。
- (3) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
乗鞍良彦氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
- (4) 責任限定契約の内容の概要
当社と瀧川博司、乗鞍良彦の両氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度としております。

第3号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役 新 尚一氏は任期満了となります。

つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
あたらし しょう いち 新 尚 一 (昭和16年11月21日生)	昭和39年4月 神栄生絲株式会社（現神栄株式会社）入社 平成3年6月 神栄株式会社取締役 平成6年6月 同 常務取締役 平成8年5月 同 代表取締役常務 平成9年6月 同 代表取締役専務 平成12年4月 同 代表取締役社長 平成20年6月 同 代表取締役会長 平成20年6月 当社社外監査役（現任） 平成24年6月 神栄株式会社相談役（現任）	7,200株

(注) 1. 監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 社外監査役候補者に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新 尚一氏は社外監査役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

(2) 社外監査役候補者とした理由

新 尚一氏は、神栄株式会社の代表取締役社長及び会長を歴任され、企業経営者として豊富な経験と幅広い知見を基に、社外の独立した立場からの視点を監査に反映させ、社外監査役として職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。

(3) 社外監査役候補者が社外監査役に就任してからの年数について

新 尚一氏の社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって8年となります。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と新 尚一氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度としております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数が欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠監査役の選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
なが はら のり あき 永 原 憲 章 (昭和26年7月18日生)	昭和59年4月 弁護士登録 原田法律事務所入所 昭和63年10月 原田法律事務所を承継 平成8年4月 江戸町法律事務所と改称 平成18年3月 株式会社ノーリツ社外監査役（現任） 平成19年1月 神戸十五番館法律事務所と改称、同所長（現任） 平成19年6月 日工株式会社社外監査役 平成27年6月 同 社外取締役（現任）	0株

(注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 補欠監査役候補者に関する事項は次のとおりであります。

(1) 永原憲章氏は社外監査役の補欠候補者であります。

(2) 補欠社外監査役候補者とした理由

永原憲章氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、長年にわたって弁護士として活動しておられ、その学識及び経験に基づき企業法務全般に関する高度な専門的知見を有しておられ、当社の社外監査役に就任された場合は、社外の独立した立場からの視点を監査に反映させ、その職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。

(3) 責任限定契約の内容の概要

永原憲章氏が監査役に就任された場合には、当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

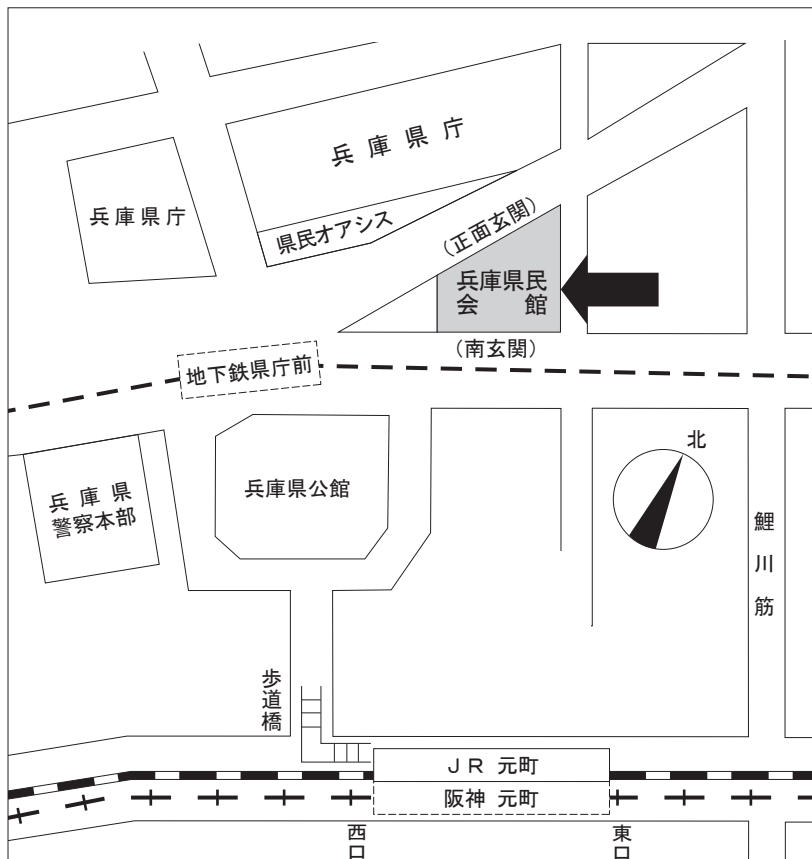
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度としております。

以 上

〈メ　モ　欄〉

This image shows a single sheet of white paper with horizontal blue or grey ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are approximately 20 lines visible. The paper appears to be a standard notebook page or a sheet of stationery.

株主総会会場ご案内図



- J R ・ 阪神電鉄元町駅より徒歩で約 7 分
- 神戸市営地下鉄県庁前駅東出口 1 よりすぐ

会 場 兵庫県民会館 11階ホール
神戸市中央区下山手通四丁目16番3号